

周南市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について

周南市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

周南市社会教育委員設置条例(平成15年周南市条例第255号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市に」の次に「法第5条第2号に規定する」を、「社会教育委員」の次に「(以下「委員」という。)」を加える。

第5条中「周南市」を削り、同条を第6条とする。

第4条中「周南市」を削り、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条中「社会教育委員(以下「委員」という。)」を「委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から周南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

周南市社会教育委員設置条例新旧対照表

(参 考)

現行	改正案
<p>(設置) 第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 15 条の規定に基づき、本市に _____ を置く。 (新設)</p> <p>(委員の定数) 第 2 条 <u>社会教育委員</u>(以下「委員」という。)の定数は、20 人以上とする。 (委員の任期) 第 3 条 (略) (委員の解職) 第 4 条 <u>周南市教育委員会</u>は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解職することができる。 (委任) 第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>周南市教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(設置) 第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 15 条の規定に基づき、本市に<u>法第 5 条第 2 号に規定する社会教育委員</u>(以下「委員」という。)を置く。 (委嘱) 第 2 条 <u>委員</u>は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から周南市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。 (委員の定数) 第 3 条 <u>委員</u>の定数は、20 人以内とする。 (委員の任期) 第 4 条 (略) (委員の解職) 第 5 条 <u>教育委員会</u>は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解職することができる。 (委任) 第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>